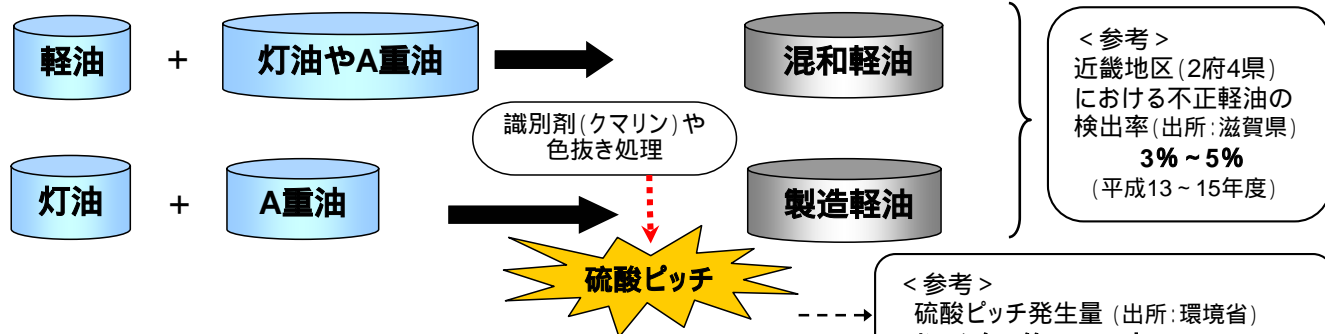


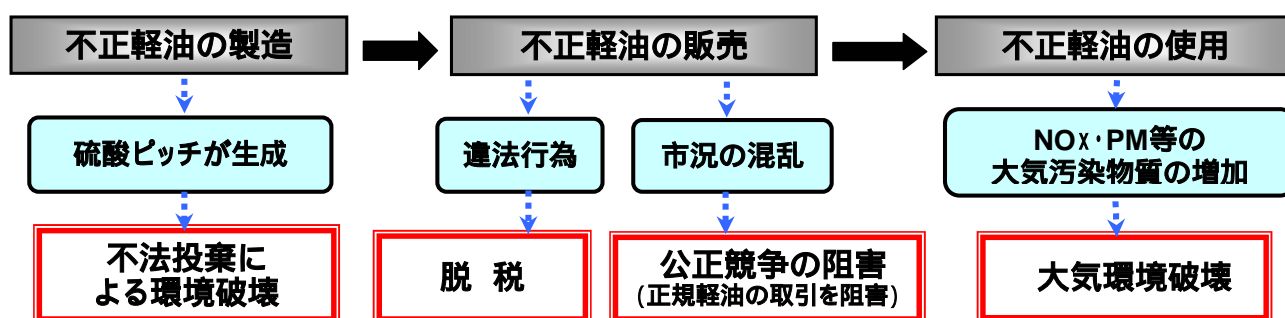
石連「軽油引取税脱税防止ガイドライン」について

1. 軽油引取税(地方税:32.1円/L)の脱税と社会的影響

(不正軽油の製造事例) 灯油やA重油を混和



(不正軽油が及ぼす4つの社会的影響)



2. 地方税改正(平成16年6月施行)による脱税防止強化

< 主な改正点 >

- (1) **脱税に対する罰則の強化**
懲役5年以下又は罰金200万円以下 懲役5年以下又は罰金500万円以下
- (2) **不正軽油の製造に加担した者へも納税義務化<新設>**
受託生産者や製造施設の所有者に対しても納税義務を課す
- (3) **不正軽油の輸送・保管・取得等に加担した者への罰則<新設>**
懲役2年以下又は罰金200万円以下、法人は1億円以下

3. 石連「軽油引取税脱税防止ガイドライン」

目的 石油業界(石連、全石連)として、不正軽油撲滅に向けた地方自治体の取り組みや地方税改正の動向を踏まえ、灯油・A重油等の不正軽油への悪用を徹底的に防止する

< 主な取り組み >

- (1) 灯油、A重油、潤滑油については、
製油所・油槽所渡しの取引(配送手段等は引取者が手配する取引 = 「倉渡し取引」)については、物流上の納入先を確認する
「倉渡し取引」で物流上の納入先が確認できず、灯油・A重油等が不正軽油の原材料に使用されるおそれがある場合は、取引先まで届ける取引(「持ち届け取引」とする
- (2) 軽油については、新規または大量に出荷オーダーがあった場合、当該業者へ販売先を確認する
「倉渡し取引」については、物流上の納入先を確認する
「倉渡し取引」で物流上の納入先の確認ができず、脱税のおそれがある場合は、「持ち届け取引」とする